

令和3年3月29日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の配分について
(4月26日の週および5月3日の週)

今般、高齢者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチン、注射針およびシリンジの配分について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

同ワクチン等の出荷について、概要は下記のとおりです。（1箱＝195バイアル）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 4月26日・5月3日の週におけるワクチン出荷の考え方

① 4月26日の週に各市町村1箱ずつ、全国で計1,741箱

② 4月26日・5月3日の週に、①に加えて全国で計4,000箱

②については、V-SYSを用いて高齢者人口等に応じた配分を行うことを想定しており、市町村の規模によっては②のワクチン等が配分されないことがあり得る。

なお、これ以降の高齢者向け接種用のワクチン等は、2週間ごとに配送を行う予定。また、5月10日・17日の週では、順次、高齢者向けで10,000箱以上のワクチンをV-SYSに入力された納入希望量に応じて配送する予定。

2. V-SYSを用いた割り当ての実施

(1) 基本的な考え方

4月26日・5月3日の週に出荷するワクチン等（①②の合計5,741箱）の割り当てはV-SYSを用いて行う。

(2) V-SYSでの配送箱数の割り当て作業

① ワクチン等の配送を希望する基本型接種施設は、必要に応じて自治体と調整のうえ、4月9日までに納入希望量をV-SYSで入力すること。今回のワクチン配送は大型連休と日程が重なっており、ワクチン、ドライアイス等の受け入れ体制等を考慮し、配送先はファイザー社ワクチン用ディープフリーザーが設置された基本型接種施設とする。

② 厚生労働省は4月11日までに、都道府県へのワクチン等の割当量を確定する。都道府県は4月13日まで、市町村は4月19日までにワクチン等の割当量を入力すること。都道府県は、市町村が入力した割当量の確定を4月20日までに行う。

③ 各市町村1箱出荷については、V-SYS上で各市町村の割当量が最低1箱以上になるように調整すること。ただし、この時点で配送を受けることが適当でないとし、市町村が判断した場合、当該市町村に割り当てられた1箱分については、当該市町

村及び他の市町村並びに都道府県の合意により、当該他の市町村に割り当てることができる。

(3) 各市町村1箱出荷の対象とする配送先の登録

4月26日の集中に優先的に配送を希望する1,741箱の配送先について基本型接種施設ごとの割当量の確定後、厚生労働省に登録すること。

(4) 4月26日・5月3日の週の計4,000箱の配送

大型連休中にワクチン接種を実施する予定の市町村に対し配送時期を調整することが可能かどうか、内閣官房内閣参事官において検討するため、各市町村に照会が行われている。

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 2 6 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の配分について
(4月26日の週及び5月3日の週)

高齢者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチン、注射針及びシリンジ（以下「ワクチン等」という。）の配分について、下記のとおり行うこととしますので、ご対応いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 4月26日の週及び5月3日の週におけるワクチン出荷の考え方

「新型コロナワクチンの今後の出荷予定について」（令和3年3月12日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の2（4）のとおり、高齢者向け接種のための第4クール（4）のワクチンの出荷については、

- ① 4月26日の週に各市町村1箱（1箱=195バイアル）ずつ、全国で計1741箱を出荷するとともに、
- ② 4月26日の週及び5月3日の週に、①に加えて全国で計4000箱を出荷することとしている。

②の出荷については、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）の機能を用いて高齢者人口等に応じた配分を行うことを想定しており、結果として市町村の規模によっては②の出荷分ではワクチン等が配送されないこともあり得る。

なお、これ以降の高齢者向け接種用のワクチン等はV-SYSを用いて割り当て作業を行い2週間ごとに配送を行う予定である。また、5月10日の週と5月17日の週では、順次、高齢者向けで10,000箱以上のワクチンを、V-SYSに輸入された納入希望量に応じて配送する予定である。

2 V-SYSを用いた割り当ての実施

(1) 基本的な考え方

4月26日の週及び5月3日の週（以下「本期間」という。）に出荷するワクチン等の都道府県単位、市町村単位及び基本型接種施設単位のワクチンの割り当ては、V-SYS

Sを用いて行うこととする。なお、本期間以降は、V-SYSとは別にエクセルを用いて配送先の調整を行うことは予定しておらず、高齢者向け接種でワクチンの配送を受ける医療機関等がV-SYSに登録されていることを確認すること。

本期間の出荷分については、上記1①4月26日の週の各市町村1箱ずつの出荷（以下「各市町村1箱出荷」という。）と上記1②4月26日の週及び5月3日の週の全国で計4000箱の出荷をまとめて、合計5741箱の割り当て作業を行うこととする。

(2) V-SYSでの配送箱数の割り当て作業

① 上記1①の1741箱も含め、ワクチン等の配送を希望する基本型接種施設は、必要に応じて都道府県・市町村と調整の上、4月5日から4月9日までの間に、ワクチン等の納入希望量をV-SYSで入力すること。

なお、今般のワクチン配送は、大型連休と日程が重なっており、医療機関等におけるワクチン、ドライアイス等の受け入れ体制等を考慮して、配送先はファイザー社ワクチン用ディープフリーザーが設置された基本型接種施設とすること。

② ①の入力を受けて、厚生労働省健康局健康課予防接種室（以下「当室」という。）は4月11日までに、都道府県へのワクチン等の割当量を確定する。

都道府県は4月13日まで、市町村は4月19日までの間にワクチン等の割当量を入力すること。なお、これより早い時期に割当量を入力することは差し支えないが、同日までにワクチン等割当量を入力しないと、ワクチン等の配送が遅れる場合があることに留意すること。

また、都道府県は、市町村が入力した割当量の確定を4月20日までにを行うこと。

③ V-SYS上で、都道府県から市町村へのワクチン等の割当量を入力する際、割当量の初期値は、国から都道府県に対して行った配分と同様の考え方に従い、高齢者人口等に応じて割り当てられた数値となっている。

この点、各市町村1箱出荷については、V-SYS上も、各市町村の割当量が最低1箱以上になるように調整すること。ただし、接種体制の構築状況等に鑑み、この時点でワクチンの配送を受けることが適当ではないと市町村が判断した場合、当該市町村に割り当てられた1箱分については、当該市町村及び他の市町村並びに都道府県の合意により、当該他の市町村に割り当てることができる。

④ その他、V-SYSの操作方法については、マニュアルをよく確認の上、ワクチン分配量の登録・確定等を行うこと。

(3) 各市町村1箱出荷の対象とする配送先の登録

各市町村1箱出荷の配送先については、4月26日の週に優先的に配送されるよう調整を行う予定であるところ、4月26日の週中に優先的に配送を希望する1741箱の配

送先について基本型接種施設ごとの割当量の確定後、当室に登録すること。登録手続きについてはおってお示しする。

(4) 4月26日の週及び5月3日の週の4000箱の配送

内閣官房内閣参事官（ワクチン担当）において、4月26日の週及び5月3日の週の大型連休中にワクチン接種を実施する予定の市町村に対し配送時期を調整することが可能かどうか検討するため、本事務連絡とは別に、「調査・照会（一斉調査）システム」により、各市町村の「市町村（総務）担当」に照会を行うこととしている。内閣官房内閣参事官（ワクチン担当）からの当該照会について、4月2日17時までに「調査・照会（一斉調査）システム」を通じて各市町村から回答を行われるよう、管内の各市町村の衛生主管部局に対し、当該照会が行われていることを周知いただきたい。

(参考) 令和3年3月26日記者会見における河野大臣発言概要(抄)

- ワクチンの供給スケジュールについて、4月下旬以降の配送量の見込みについてご報告する。
- 高齢者に対する優先接種については、予定通り、4月26日(月)の週には全ての市区町村に1箱ずつ合計1,741箱をお届けし、4月26日(月)から5月9日(日)にかけて4,000箱をお届けする。
- 4月26日(月)以降の高齢者に対する優先接種については、V-SYSにより、2週間毎にワクチンをお届けすることになる。
このため、2週間の期間中の配送日時を事前に調整できない仕組みとなっているが、ゴールデンウィークの連休中に接種を行う予定のある自治体については、配送スケジュールを配慮することが可能かどうか検討したいと考えている。全ての市区町村に対し、連休中の接種の予定をお聞きし、製薬企業等と対応案を検討したい。
- これまでも申し上げているが、高齢者の接種会場でワクチン接種に携わる医療従事者の方については、高齢者向けに配送されたワクチンを接種いただいて差し支えないし、また、医療機関での集団接種または個別接種に携わる医療従事者の方についても、差し支えない。
- 欧州の承認が前提となるが、5月10日(月)の週と5月17日(月)の週では、順次、高齢者の優先接種向けに10,000箱以上のワクチンを配送できる見込みとなる。各医療機関にはV-SYSに高齢者の優先接種向けの配送量を入力いただき、需要に応じてワクチンをお届けしたい。引き続き、供給数量の前倒しに取り組んでいきたい。
- ワクチン接種に使う針とシリンジについては、製造業者との間で調整を進めており、順調に進めば5月中には高齢者向け優先接種に用いる注射器等についても、1瓶当たり6回接種できる注射器に切り替えたいと考えている。
希釈用のシリンジ・注射針については、医療従事者等向け優先接種と同様、高齢者向けについても、配布する。

以上

※なお、正確な発言内容については、内閣府ホームページ(記者会見要旨)をご覧ください。

https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/index.html